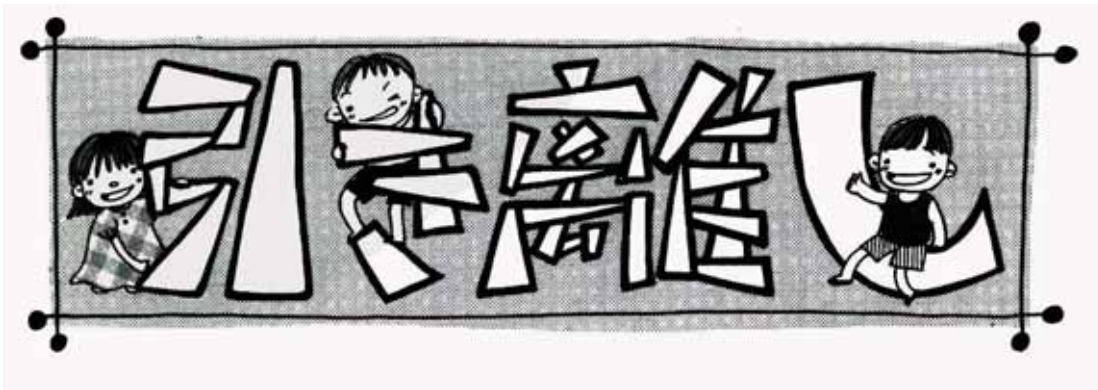




『第15回共同親権と子どもの養育を考える勉強会』レポート

1、開催日時・場所

日時：2010年4月8日（木） 16:00～17:30

場所：衆議院第二議員会館第1会議室

テーマ：「親共同養育・面会交流法」の必要性と実現可能性

2、内容

(1) 棚瀬孝雄弁護士より「離婚後共同養育法」について説明（約40分）

(2) 国会議員と棚瀬弁護士の質疑応答（約50分）

3、出席者（敬称略）

司会・河邑肇代表、コメンテーター・青木聡、鈴木裕子

(1) 国会議員：大西健介・塩崎恭久・下村博文・服部良一・
本多平直・渡辺浩一郎（五十音順）

(2) 国会議員秘書：12名

(3) 一般参加者：約40名

(4) マスコミ関係者他：約14名



棚瀬先生と討論を行う自民党・下村博文議員、民主党・
本多平直議員

資料のみ持ち帰った国会議員数25名

4、法案について

第14回勉強会で発表された第3a案を改編し、第3d案が発案された。法案中の「親子交流」が「親子面会交流」に変更された他、9条の全条文に手が加えられた。

法案名：「離婚後の共同養育並びに親子面会交流を促進する法律」

第1条（目的） 第2条（面会交流の原則） 第3条（共同監護及び共同親権） 第4条（共同養育計画の義務化） 第5条（連れ去り別居の禁止） 第6条（共同養育計画の改定） 第7条（面会妨害の排除） 第8条（交流支援事業） 第9条（経過措置）

5、報告内容

(1) 日本では親の離婚を経験した子どもたちに十分な手立てをしてこなかったこと、世界から遅れた現状に鑑み、法案の中身について、説明。

・「目的の宣言」（第1条）

何が子の福祉かを明確にする。裁判所に明確な指針を与える。社会にも新たな『離婚後家族のルール』を示す。

・「相当な面会」について（第2条）

監護親のエゴ（子を取られるという不安・別れるからには一切関わりたくない）を法の力で打ち破り、別居親も子の養育に関わることが重要。面会制限の例外性は、「直接子の利益を害することが明らかな場合」に限定する。（DV問題は配偶者との問題であり、親同士が顔を合わせない方法で親子交流は実現可能）離婚で親を失わせないことが重要である。

（次ページにつづく）

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木95 スタジオZ

TEL&FAX 047-342-8287 e-mail: info@oyakonet.org

HP: <http://oyakonet.org/>

会員 入会金500円・会費2000円 郵便振替 00100-9-565411

加入者名 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

- ・共同養育を全面に出した法案である（第3条）

子どもの身分上、経済上の決定を共同で行うこと（共同決定）が共同親権。英米型の考えでは、監護権が中心となる。日本の民法との関連では、766条の特則として「共同養育」を規することが出来る。

- ・「共同養育計画」（第4条）

韓国では、離婚する夫婦に、子の養育計画と親権者に関する協議書を提出させる。離婚大国となってしまった日本においても、子の健全な育成を考え、協議離婚を重くするなどの措置が取られなければならない。

- ・「暫定監護命令」（第4条）

離婚前に別居が先行する場合、速やかに暫定監護命令が出れば、子を取り合わなくて済む。

- ・「連れ去り別居の禁止」（第5条）

連れ去り別居は、離婚紛争の激化、長期化を招き、この福祉に則っていない。DVからは保護しなければならないが、実際にはDV捏造も多く、一方的な連れ去り別居は禁止する。

- ・交流支援事業の必要性（第8条）

7、質疑応答

（1）親の責任として養育費の支払いは重要だが法案の対応は？

→（棚瀬、以下Tと略）『共同養育計画』の中に盛り込むことで対応可能。強制執行権を持つほど強い。

（2）ハーグ条約に批准する81カ国のうち、この法案はどの国を参考にしているか？オリジナルの部分は？

→（T）多くはカリフォルニア州の家族法を参考に、協議離婚の部分では韓国を参考に練り上げたもの。

（3）民主党内でマニフェストに追加して、この法案の一部でも実現したいが、監護親側の多くの意見や、子ども達も部活や塾に忙しく月に2回の親子交流は実際は難しかったり、子どもが本当に望んでいるかという点で疑問も残る。

→（T）子どもにとっては親とつながっていることが大事で、父も母も親だという関係が続くことが必要。面会交流はそのためのもので、親子の関係性が維持できていれば、代替日の設定や学校行事への参加という代替案も可能になる。

8、所感

国会議員の先生方の質問の中には、この問題にまだ理解の浅い方が抱かれがちな質問も見受けられ、法案の方向性の難しさを示す一方、この法案が民主党によるマニフェストとなる可能性をも示していただき、実現に一步を踏み出せたことは大きな成果であると思う。

法案の原点は、「親子の交流の維持」というあくまでも単純なものと思うが、海外の事例や、このような会を開かなければ親子の交流を維持できない現実の裏には一体何があるものであろうか。

確かに、「同居親のエゴ」もあろう。「日本の家族感」もあろう。然るに、「本当はDVがあるのではないか」「養育費を払っていないのではないか」「同居中にひどいことをしたのではないか」「子どもを使ってよりをもどしたいのではないか」「浮気をしたのではないか」「子どもが会いたがらないなら無理して会わせなくてもいいのではないか」「子どもに会いたい別居親のエゴもあるのではないか」「監護親の意見も聞かなくてはわからない」「子どもに会いたがらない親もいるのでは」などの多くの大きな『誤解』が、子どものための視点を欠き、法案成立を疎外する要因となっていることがわかってきた。

私たちは、この勉強会で得た教訓を基に、「子どもの健全な発達」を目的とする第1条の精神を広めていく努力を続けていかなければならないと強く感じるとともに、別居親、同居親を含む当事者のみならず、「子どもの健全な発達」の視点に立つことのできる全ての団体、全ての知恵を集約して、私たちの未来を「相手を思いやることのできる未来」としていかなければならないと感じた。

（横田明弘）

親子ネット会員募集

親子ネットが結成されて、二年がたとうとしています。こうして棚瀬法案が練り上げられ、マスコミの関心が高まるなか、より多くの当事者の声を集め、かたちにしていけることが大切な段階にはなっています。硬い壁をやぶるには、あなたの力が必要です。

『引き離し』編集委員募集中

親子ネットでは、隔月で会報『引き離し』を発行しています。編集部では、この『引き離し』の編集をお手伝いしてくださる方を探しています。親子ネットに入って活動したいが、なにをやっているのかわからない.....というあなた、ぜひご連絡ください。

問合せ先：〒270-0027 千葉県松戸市ツツ木95スタジオZ TEL&FAX 047-342-8287

e-mail info@oyakonet.oreg



祖父母の皆さまへ



息子や娘の結婚生活が破綻し、相手に親権が移った場合、孫との交流はどのような状態になってしまっているのでしょうか。孫と会えなくなったという祖父母の方々がほとんどではないのでしょうか。

子どもが幼い場合は、たいてい妻側に親権が移ってしまいます。母親が手元で育てたほうが、母子とも精神的に安定して子育てができるだろうとの世間一般の見方のようです。様々な事情により夫が引き取る場合もありますが、2割程度です。民法 819 条に規定されている、単独親権制度が障害となり、我が子と引き離されるという、理不尽な状態を引き起こしています。

こうなると、夫か妻の両親である祖父母は孫との交流を絶たれてしまい、よほど理解ある相手でないかぎり会うことは叶いません。

お雛祭り、お節句、お誕生日、入学式、卒業式など数々あるお祝い事に一切関われなくなります。何と寂しく、夢も希望も持てない人生を過ごしていくことになるのでしょうか。

こんな不条理な状態が、平然と続いていくような社会であってはならないと思います。何とか高い壁を突き崩す為の努力と知恵を、私達祖父母も身につけていく必要があるように思います。

我が国の民法は、祖父母と孫との関係についての規定を、ほとんど持っていません。祖父母と孫との面接交渉は、表だって問題になることはなく、関心も持たれず議論もされてきませんでした。日本は非常に立ち遅れた状態にあります。

例えばフランスを例に挙げますと、祖父母と孫との交流への保護は手厚く守られており、訪問権としての権利を確立しています。

祖父母の役割は、昨今大変重要性を増しています。父親や母親が仕事を持っていれば、祖父母が見守り役を引き受けることになります。

近頃増加傾向にある児童虐待についても、日頃祖父母と接触があれば抑止効果を、及ぼすことになり、発見が容易になります。

孫にとれば、祖父母の存在は社会にあって最も身近で、信頼できる年長者であります。又、父親や母親と孫がお互い気まづくなった場合、一時的な避難場所として、あるいは安心して相談できる場所としても力を発揮できます。

祖父母が常に孫を守ってあげられるという、大切な居場所の提供者になりえるのです。そのところで孫は気分のリフレッシュもでき、新たな明日への活力も養えるのです。このように、祖父母は孫にとって、なくてはならない存在です。

現在当事者である父親や、母親達が共同親権の法制化を求めて、各地で運動を起こしています。これは別居や離婚した後も、父親と母親が同等に、子どもを養育する権利が生じるという法律です。

そうなれば、おのずと祖父母は孫と十分関わられる体制が整って来るはずですよ。

ぜひ祖父母の方々も一緒にこの輪に加わり、運動を後押ししていきませんか。決して難しいことをする訳ではありません。まずは、会員になって頂き、会報などに目を通し問題意識を持って下さることだけでも手助けになります。

最後に私事になりますが、我が子に会えず自死してしまった、最愛の息子の魂と共に、私は微力ながらこの活動に参加させて頂いています。

祖父母の皆様、息子や娘の為、そしていずれ会えるであろう孫の為に、手を取り合って、この活動を支えていこうではありませんか。

平成 22 年 3 月 30 日

中西アイ子

「対立する夫婦に…」

味沢道明（日本家族再生センター）

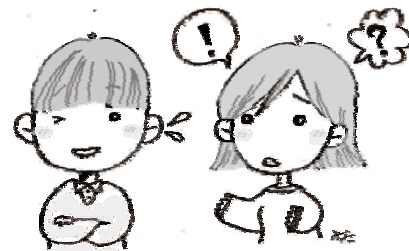
私の施設ではこれまで七年間で2800件ほどのカウンセリングを行ってきましたが、DVや家族間の対立などのケースが主流です。いわゆる心理的な問題として見立てるよりも、当面の対立の激化を防ぐ事が重要です。それができなければ、状況が悪化し、夫婦それぞれだけでなく、子どもも深く傷つくことになりかねません。ですから、面談初期ではいわゆる精神分析的な対応や認知療法的な対応よりもむしろケースワークに近い相談を行うことが多いです。事態がこじれないよう手当をしておいて、少しずつ、認知や行動の変容にテーマを変えて行ったり、認知の由来の理解のために精神分析的なアプローチを行ったりもします。

多くの当事者は家族に問題が起こったとき、自分の問題とは思わず相手の問題と理解します。自分の価値観や行動様式は無意識に刷り込んだオートメカニズムに近く、そのプログラムを前提に相手を見、判断し、不都合があればコントロールしようとしています。自分に問題がある、あるいは関係に問題があると考える人はまずほとんどいません。相手が理解できない、相手が許せない、相手に傷つけられた……etc、見えるのは相手だけです。相手を理解できない自分、相手を許せない自分、相手を傷つけているかもしれない自分には意識が行きません。相手の問題にすれば、自分を変える必要はありませんし、相手を責めていけばいいので、心理的には簡単です。

ケースワーク的対応の後のカウンセリングでは、相手を変えようとする当事者に対して、自分の問題として自分と向き合うように、聴き込んでいきます。「彼が許せないお気持ちはよくわかります。もし許せるとしたら、どんな時ならあなたは彼を許せますか」「なるほど深く反省したら許せるんですね、反省してほしいというお気持ちがあるんですね」「えっ、彼は反省しっこないですって？ 彼に反省してほしいんですか？」「なるほどねえ、矛盾したお気持ちがあって、悩みが深くなるんですね。」「お気持ちが矛盾している今は、無理に結論だすより、しばらく心休める方がいいような気もしますが、如何？」「そうそう、許せない彼だけど、彼のどこが何故許せないか、彼に伝えられた事は？ ……ないですか、やはりねえ」などのような聞き込みで、当事者自身が自己洞察していけるようサポートしていきます。

けれど、私ではなく弁護士などに相談すると、「なるほど、それなら訴える事は可能です。慰謝料請求もできますし、妥協は不要ですよ、絶対勝てますから」と言う話になるかも知れません。

一体対立している家族に対してどういう支援が相応しいのか、そろそろ、司法や行政の方たちにも考えてほしい時代になった……と思うのは私だけかなあ。



宝塚市・兵庫県請願レポート

私は一昨年の春、当時生後4ヶ月の娘の引き離しにあい、既に2年が経過しました。このような理不尽に対し、倫理も欠如し、司法も何ら有効な手段を講じることのできない根底に、我が国の単独親権制度に起因する法的問題があることに初めて気づきました。引き離し当事者やそれを支援し自らの生活の糧とする司法関係者が、我が国の養育権に関わる法的欠陥を最大限悪用することで、この問題を更に悲惨なものにしていると考えています。娘を無断で連れ出された当時、まだ“親子引き離しの法的問題”に対する一切の知識を持たなかった私は、正直言って“実のわが子だから何時でも会える”と危機感を一切抱かなかったことを記憶しています。恐らく初めてこの問題に直面した我が国在住のほぼ全ての当事者の方が、同じような感覚で捉えていたのではないのでしょうか。

本件に関する問題知識が増えるにつれ、日本の現状が私にはどうしても納得が出来ず、娘との関係を取り戻すため、(今は無力を承知で)法的手段を講じる傍ら、我が子と会えない精神的苦痛を和らげる手段として、昨年夏頃から時間の合間を見つけては地元自治体を中心に現行民法改正を訴えた「共同親権」請願書を地方議会に訴える活動を個人的に始めました。

これまで西宮市議会を皮切りに、大阪府議会、そして今年に入って兵庫県議会と宝塚市議会(こちらは趣旨採択ですが)での請願採択に続き、昨年末からは同様の問題に直面している地元女性当事者の方々の協力も得て京都府議会、そして春からは新たに東京都議会と神戸市議会への請願活動も開始しました。

上記活動を通して、これまで数十名の地方議員や国会議員と会談しましたが、その過程で議員サイド、というよりある意味広く世間一般の感覚として、この問題が男女問題と一面で捉えられていることに気づくようになりました。つまり「引き離されたのは男親が圧倒的に多い→男親が女親や子を蔑ろにしたのでは?→引き離されるだけの理由が実は裏にはあるのでは?」という“世間の冷たい感覚”です。もちろんこれには一切の根拠も無く、全く誤った問題認識なのですが、これが議員をして同請願への賛同を躊躇わせる心の壁となっていることは事実で、逆に言うと、これを乗り越えたところに初めて制度の改正があるものと考えられるようになっていきます。



私は今後、出来る限り女性当事者の方に前面に出ていただくような場を作っていこうと考えています。女性当事者にとっては私のような男性当事者以上に心の葛藤があるのではと察しますが、女性が運動の前面に立つこと、このことが法改正への近道であると考え疑わないからです。

(兵庫県在住 田中 敏光)

10 年間 父子の面会交流を見守って思うこと

～ 監護親の視点から ～

「かけがえの無いもの…」この言葉の意味を実感出来るようになったのは親になってからかもしれません。大多数の親にとって子どもとはそういう存在ではないでしょうか。「かけがえの無い」子どもにとって最善の方法を取りたい。離婚時の子どもの問題はどの夫婦にとっても非常に難しい問題でしょう。

「会わせない方がいいに決まっている」と考える監護親もいれば、「いや、子どもにとっては唯一の父親や母親である事は間違いないのだから、子どもから親に会う権利を奪うのは監護親のエゴである」と考える人もいます。または、その間で葛藤し揺れながら、相手の出方によって態度を硬化したりほだされたりする監護親もいるでしょう。

私の場合はこの「葛藤組」と言えるのでしょうか。離婚時の約束事に父子の面会を承諾したのは積極的了承ではなく、別れる為の絶対条件に挙げられた為の消極的了承でした。結果として子どもは、離れて暮らす父親と 10 年以上に渡って会っています。

しかし、父子の面会を渋々了承したものの、子どもが小さい時にはいつか取られるのではと心配したり、たまに会うだけで父親面をされるのは不愉快だと思ったり…「かけがえの無い」子どもの事を一番に考えているつもりが、いつの間にか自分の感情が優先している事に気付いて落込んだり…。

面会の方法も、幼少期には月に 1 回 3 人で会っていたのが、小学校高学年頃からは、段々と予定を合わせて父子二人で約束を取り交わし、会うようになっていきました。私がそれを黙認出来るようになったのは、子どもが「父に会うことを望んでいる」と察したからです。

この 10 年の間に父親は再婚しその家庭には子どももいるそうです。そうした状況を我が子がどう感じどう捕らえているのかはわかりません。怖くて聞けないと言った方が事実に近いかもしれません。

もし、途中で子どもが父親に会いたくないと言ったなら、恐らく今の形はなかったことでしょう。

子どもは自分が愛されているか本能的に察知する生き物です。これは人間がといってもいいかもしれません。双方の親は、同居、別居に拘らず、どういう形にせよ「あなたを愛している。かけがえの無い宝物だ」と子どもに絶対的愛を提供する存在になる事が大事だと思うのです。元夫は、離れていながらも、新しい家庭を持ちながらも、私との子どもにも愛情を伝え、子どもは父からも愛されていると感じ取ったからこそ「会うことを望み合う」今の形になったのだと思います。

子どもは、側にいて育ててくれる親の心を本能的に敏感に感じ取る生き物でもあります。監護親が相手の悪口など吹き込みでもすれば、無意識に、本心を偽ってでも「お利口な答」を口にして、自分の立場を必死で守ろうとすることでしょう。ですから、親、大人は有言等論外で、無言にも子どもにそうしたネガティブな圧力だけは掛けないように、自分の葛藤に耐えながら、別居する親と子どもの交流を見守らなければなりません。

私は、変化していく環境の中、その時々で誠実に対処し、最善を尽くしてきたつもりです。当時も今もそしてこれからも、私の中で元夫に対する「葛藤」がなくなる事はきっとないでしょう。ただ同時に、子どもが父に会うこと、父が子に愛を伝え子どもがそれを受け取ることを妨げることもしないで見守っていくことでしょう。

親子の数だけその形もあるでしょう。それを片方の親だけの力技で歪める事は許されない行為だと思うのです。

いつか子どもはそんな私を認めてくれるでしょうか。

いつか聞いてみたい、「パパとママの子どもで良かった？」と…

(山田 雅子)





親子を引き離す「科学者」という現実

前は、「学会に行こう」という話でした。
私自身、今年はかなり学会に行く予定です。学会で、親子の引き離し問題について、大いに語ってこようと思います。

学会という場で、この問題に関する議論を深めていくことによって、親子を引き離すための非科学的な診断書や意見書の提出や、専門家と称する者による親子を引き離すための犯罪的な行為が横行しないような状況作りに少しでも寄与したいと考えるからです。

ある仲の良い親子を引き離すための「科学的根拠」を提供し続ける精神科医に対し、「親子が合わない方がよいことを立証する裏づけ資料を、署名捺印入りで作成し、示してください」と求めたことがあります。ただし、「その資料が、明らかに科学的根拠を欠いた不当なものだった場合には、学会や職能団体に申し出て、適正な処分を求めます」と付け加えたところ、それは「不利益告知」だから、出せないという返答でした。それに対して、正当な科学的資料であれば、何ら問題にはなりませんのでご心配には及びませんと告げましたが、それでもその後裏づけ資料は一切出されておられません。要するに、正当な科学的資料は作成できないと認めたようなものです。

これは、当然のことながら、科学的根拠に基づく医療(evidence based medicine)に反する、医師としての倫理違反だと思います(日本医師会「医師の職業倫理指針」参照)。

上記のようなケースは、残念ながら、現在もしばしば目にするケースです。私たちは、勇気を持って、こうした似非科学から、子どもたちを守らなければならないのだと思います。

須田桂吾

(親子ネット副代表 我が子に会いたくない親の会代表 臨床心理士)

「手帳にメモして」

■親子の面会交流を実現する全国ネットワーク定例会

日時：4月24日(土) 15:30~18:30

場所：中央大学後援キャンパス

問合せ：TEL&FAX 047-342-8287(スタジオZ)

■親子ネット関西

【親子ネット関西講演会】

「離婚と子どもの最善の利益～現行家事裁判の問題点
現勢からの提言と対応の動き～」

日時：4月25日(日) 13:30~17:00(13:00開場)

場所：京都市ひとまち交流館京都大会議室

参加費：会員1000円 一般1500円

懇談会：17:30~ 京都市周辺(要事前予約 実費負担)

問合せ：090-7355-2346(坪木)

wakuyatai_1926@ybb.ne.jp

■我が子に会いたい親の会

【第36回定例会】

日時：5月8日(土) 14:30~17:30

場所：文京区アカデミー茗台(めいだい)7階

(あおば会)

参加費：500円

問合せ：

<http://wagako.web.fc2.com/inquiry/inquiry.html>

【4月 関西の集まり】

主旨：初参加者顔合わせ、個人相談、
学習、親睦

日時：4月24日(土) 16:00~18:00

場所：神戸市長田区 中野セミナー
(塾)の仮設コンテナ教室

参加費：今回は無料

問合せ：nakano1@fd5.so-net.ne.jp
(中野)

■親子ネット NAGANO

日時：原則第3土曜日

場所：奇数月：長野市 偶数月：松本市
参加費：500円

問合せ：050-3468-3743(堤)

■親子の絆ガーディアン四国

日時：毎月第1・第3水曜日

19:00~21:00

場所：高松市男女共同企画センター

問合せ：090-4507-4224(早井)

■くにたちこどもとの交流を求める

親の会定例会

日時：自助活動：毎月第1木曜日、

会議：毎月第3木曜日 19:00~

場所：国立市 スペースF(国立市中
3-11-6)

問合せ：042-573-4010(スペースF
内)

■SOS!会えない親子のホットライン
別居・離婚で子どもに会えなくなっ
た親、親に会えなくなった子どもの
相談に応じます。相談無料、秘密厳守。
日時：第1・第3木曜日 16:00~19:00
問合せ：042-573-5791(くにたち子
どもとの交流を求める親の会)

【活動日誌】

- 2/21 親子ネット関西 共同親権署名in大阪毎日
- 2/27 親子ネット運営会議&定例会・
- 2/28 我が子に会いたい親の会 関西の集まり
- 3/6 我が子に会いたい親の会 第34回定例会
- 3/10 新宿西口住宣&署名(共同親権の会&レフトビ
インド・ベアレンツ・ジャパン)
- 3/17 引き離されたフランス人親のためのチャリティコ
ンサート(SOSベアレンツジャパン)
- 3/18 8カ国駐日大使「ハーグ加盟」共同声明
- 3/21 我が子に会いたい親の会 関西の集まり
- 3/23 兵庫県議会「離婚・別居後の親子の面会交流に関
する環境整備を求める意見書」採択
- 3/25 名古屋住宣&署名(共同親権の会&レフトビイ
ンド・ベアレンツ・ジャパン)
- 3/26 親子ネット国会別ロビー活動(議電質問)
- 3/27 親子ネット運営会議&定例会
- 3/27 親子の絆ガーディアン四国 第2回講演会
- 3/28 親子ネット関西 第13回定例会&署名(京都)
- 3/29 親子ネット国会別ロビー活動(議電質問&ポスティング)
- 3/30~4/2 親子ネット国会別ロビー活動(議電質問)
- 4/3 我が子に会いたい親の会 第35回定例会
- 4/4 親子ネット 臨時運営会議&定例会
- 4/6~4/8 親子ネット国会別ロビー活動(議電質問)
- 4/8 第15回 国会勉強会(棚瀬芳樹解説&議電討論)
- 4/9 引き離されたフランス人親のためのチャリティコンサート
(SOSベアレンツジャパン)

4/18 親子ネット編集部 会報「引き離し」11号 印刷&発送

【マスコミ】

- 11/9 我が子を奪い取る親-国際離婚の悲劇
(NHK 解説委員)
- 12/1 「子の奪取」担当室長 外務省 条約加盟
検討(時事ドットコム)
- 1/5 法務省議院記者会見「親権の制限に関する
質疑」
- 1/26~ 連載「離婚後の親子」(読売新聞)
- 2/5 岡田外相公式ブログ「国際離婚の離婚後の
親権問題」
- 2/15 ハグ祭約 まず子供の権利考えて
(神戸新聞総合)
- 2/23 子供との面会交流急増 欧米参考に見直し
議論を(読売新聞)
- 2/27 首相 ハグ祭約加盟の策を示す(朝日新聞)
- 3/1 FPICセミナー 子供がいる夫婦の離婚をめく
って(中国新聞)
- 3/3 外務省「児童の権利条約に関するシンポジウ
ム」開催
- 3/8 国際離婚激増「まず実態把握が必要だ」
(毎日新聞解説)
- 3/9 「千葉法相 自民党・聴政議員の質問に対し離
婚後の共同親権の戸籍改出について言及」
(NHK ニュース)
- 2010年冬号 アメリカ大使館アメリカンビュー
ハーグ子奪取条約について(アメリカ大使館HP)
- 3/12 「離婚後の親子」放映(読売ニュースナビ)
- 3/15 離婚後も子に会いたい(日経新聞特別)
- 3/18 鳩山首相 ハグ祭約加盟「真実は策」
(時事ドットコム)
- 3/18 日本がハーグ条約加盟を(日テレNEWS
24)
- 3/20 ハグ祭約と共同親権(日本TVリアルタイ
ムサタデー)
- 3/30 日本政府が家族法改正を断固する意気
(ジャパンタイムズ)
- 3/31 雑誌「VERY」取材(57発表)

第48 第15回 国会勉強会

(当日夜のNHK ニュースで報道)

4/16 千葉法相 自民党・下野党議員の質問に
対し、今国会中の民法改正を明言

【編集後記】

ハーグ条約の批准について、また、私たちの活動について、近頃では、新聞、テレビだけでなく、女性雑誌などにも取り上げられるようになりました。世間の関心が高まっていることや、この問題で苦しむ人が日々増えていると、改めて感じるとともに、結婚ってなんだろう、親子ってなんだろう、と考えることがますます多くなりました。結婚後、家族関係において、欧米諸国と日本人が大きく違うところは、古来より日本には養育制度や戸籍が存在し、欧米にはキリスト教に根ざした考え方があるところでしょうか。キリスト教は結婚して神父さんが「この兄妹の結婚を認める」とか「人は、神が結び合わせたものを引き離してはいけません」とおっしゃいます。キリスト教の考え方では、人類皆神様の子だから、夫婦も親子も神様の下では兄妹で、神が結び合わせた縁と考えるようです。だから、異人種間の養育縁組であってもあまり問題がなくていいかもしれません。また、欧米では、離婚が親子の継続になりにくいのも、法事で守られていることかもしれません。根拠はそんな宗教で導かれた人々、家族観の影響もあるのではありませんか、と気がします。今や日本も、食生活もライフスタイルもすっかり欧米化しています。日本でも、結婚するカップルの3組に1組が離婚し、すでに様々な形の親子関係が存在し、家族の捉え方も変わらざるを得ない状況です。キリスト教に根ざした親子観を突き合わせると、私たちは、法によって離婚後の親子関係を守られないと、「神が結び合わせた縁」に背く罪の意識もなく引き離しを行う人々の思うままにされ、結果として、将来的に様々な生き辛さを感じる子どもたちや、最愛の子どもを引き離されて、生きる希望まで失ってしまう親たちをますます増やしてしまうのではないかと。ハーグ条約の批准とともに、共同親権、共同養育へ国内法を改正し、多様な親子関係を受け入れられる寛容な社会へと、日本人の意識を変えていかなければなりません。この頃、私が離された後は、アメリカで8年間暮らし、日本での裁判とニューヨーク州での離婚を経験した者として、欧米諸国と日本の「違い」と日本の立ち回りを、心で語ることはなにも感じないのです。(鈴木)